

議案第 46 号

市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について

市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部を改正する条例
(市川市手数料条例の一部改正)

第 1 条 市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号口」に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 市川市印鑑条例（昭和 52 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理　　由

電気通信事業法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。